

公示番号：160580

国名：スーダン

担当部署：スーダン事務所

案件名：フォローアップ協力「産業分野の5S・カイゼン指導者養成研修」

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：生産性向上・品質改善（5S・カイゼン）指導者育成
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年9月中旬から2016年11月上旬まで
- (2) 業務MM：国内 0.40MM、現地 0.53MM、合計 0.93MM
- (3) 業務日数：
国内準備 4日、現地業務 16日、国内整理 4日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月31日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報
>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>
業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。
なお、JICA 本部 1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいたても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年9月13日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 24点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 6点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 35点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 7点
 - ③語学力 14点
 - ④その他学位、資格等 14点

(計 100 点)

類似業務	産業分野の生産性向上指導に係る各種業務
対象国／類似地域	スーダン／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

スーダンの産業のなかで鉱工業分野の対 GDP 構成比は 24.5%であり、そのうち製造業は 11%を占める。その多くは民間の中小零細企業であり、熟練労働者や設備の不足、公的セクターと民間セクター間の連携不足、海外投資の少なさなどから、各企業の生産性・品質向上の取り組みは遅れている。その上、米国の経済制裁に加え国内政治も不安定な状態が続いているため、産業振興や民間セクター開発に関する他ドナーの支援活動は極めて少ない。

スーダン事務所は 2014 年から当該分野の本邦課題別研修「アフリカ地域 人材育成に主眼を置いた生産性向上活動」、「中小企業の品質・生産性向上のための指導能力強化(A)」、「生産性向上のための実践的経営管理」、「アフリカ地域 企業化育成・中小零細企業活性化(B)」等に産業省・貿易省、商工会や国営企業等から 10 数名の研修員を派遣してきた。研修員のなかには帰国後、相互に情報交換を行い実際に工場、大学等でカイゼンセミナーを実施しているメンバーも僅かにいるものの、その普及技術のブラッシュアップを図る機会に恵まれているとは言えない。本邦の関連研修にて貴重な知見を得た帰国研修員をトレーナーとして活用することは、限られた人的資源の有効活用による国内産業の生産性・品質向上に関わる直接的な効果が期待できるとともに、今後の産業分野における官民連携体制構築の契機ともなる。個々人が独自に研修機会を得ることは困難なことから、帰国研修員に更なる研修機会を与え、生産性向上・品質改善の指導者としての実践を後押しし人材活用につなげるために、今般フォローアップ協力が要請された。

7. 業務の内容

本業務従事者は、本邦研修帰国研修員であるスーダン商工会（Federation of Chamber of Commerce Association）の経済研究員をカウンターパート（以下「C/P」）とし、エチオピア国カイゼン・インスティテュート（EKI）講師（1 名）を主要な関係者（以下、「第三国講師」）とし、我が国類似案件での経験・教訓を踏まえ、第三国講師および C/P と共に産業分野の生産性向上・品質改善（5S・カイゼン）指導者育成に関する講義・技術的指導・助言を行う。研修対象者は当該分野の本邦課題別研修や国内外で関連の研修を受講もしくは類似の活動経験のある約 20 名で、参加者の官民比率は、産業省、財務省、国営企業などの公的機関からが 4 割、商工会や企業など民間セクターから 6 割を予定している。

具体的な業務内容は以下のとおり。

- (1) 国内準備期間（2016 年 9 月中旬）
 - ① 要請内容・背景を把握する。（「10-2.参考資料」で示す既存の JICA 報告書、その

他の関連報告書等を参照し、協力対象分野における現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた協力（特に関連する本邦課題別研修）の概要を把握・分析する。

- ② JICA スーダン事務所および第三国講師と別途配布の参考資料「研修項目・役割分担（案）」を参考にしつつ、連絡・調整の上、現地における業務内容、第三国講師との役割分担の詳細を確認する。
- ③ 現地業務工程表（案）を含む業務実施計画書（英文）を作成し、スーダン事務所に電子データにて提出して承認を得る。
業務実施計画は別途配布の「研修項目・役割分担（案）」を参考に、スーダン国および研修参加者に有益な研修内容を、第三国講師担当分も合わせて組み立てる。
- ④ 研修資料を作成する。

（２）現地業務期間（2016年9月下旬～2016年10月上旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA スーダン事務所、第三国講師、C/Pとともに、業務計画、業務内容、講師役割分担を再確認する。また、研修日程半ばで第三国講師と後半の進行について打合せする。
- ② 研修参加者に対し、第三国講師との協力のもと約20名を対象に研修（講義およびモデル工場での5S・カイゼンの講習・指導実践）を実施する（8日間）。
 - ア）日本の手法や知見、我が国がアフリカ等で実施している類似案件について紹介・説明する。
 - イ）第三国講師によるカイゼンに関する国策、エチオピアでの経験・教訓の紹介・説明についてコメントする。
 - ウ）上記ア）、イ）を踏まえて、スーダン製造業における生産性の課題および改善の方向性について研修参加者とディスカッションを行い、意見をまとめる。
 - エ）モデル工場にて、5S・カイゼンの実践指導を行う。研修参加者が、モデル工場（従業員50～100名規模の農産品加工工場を予定）への5S・カイゼン指導を工場関係者を巻き込んで実際に行い、コンサルタント、第三国講師がその経過・結果についてモニタリング・助言する。研修参加者が研修後、民間企業・工場および一般向けの研修・実地指導が可能となるよう特に留意して進める。
 - オ）モデル工場での実践の最終日に、モデル工場に対し5S・カイゼン指導を受け実践した旨、5S・カイゼン実施証明書を授与する。
 - カ）ア）～エ）までの講義・実践を踏まえ、同参加者に指導者育成講習を実施する。
 - キ）参加者をグループ分けし、指導シラバスを作成し、相互に発表する。発表に関して参加者間で質疑応答を行うとともに講師から助言を与える。
 - ク）研修全日程に参加した参加者に対し、「指導者育成研修修了証」を授与する。
- ③ JICA スーダン事務所に現地業務結果を報告する。

（３）帰国後整理期間（2016年10月中旬）

業務完了報告書（英文）をJICA スーダン事務所に電子データにて提出し、報告

する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、業務完了報告書とする。

(1) 業務実施計画書（英文）（派遣前）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）、第三国講師との役割分担などを記載。

(2) 業務完了報告書（英文）

スーダン国産業分野の生産性向上・品質改善に関する現状と課題およびその解決に向けた指導者の指導方法に関する提言を盛り込み、研修カリキュラム及び研修資料（ともに英文）を参考資料として添付する。

上記（1）～（2）については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ドーハ／ドバイ／アブ・ダビ⇒ハルツーム⇒ドーハ／ドバイ／アブ・ダビ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2016年9月23日～2016年10月8日を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタント1名、及び別途決定の第三国講師1名（派遣期間は本コンサルタントと同じ）です。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

エ) あ通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

スーダン事務所にて、初日打合せのスケジュールアレンジを行う。

カ) 執務スペースの提供

- なし
キ) 研修機材
会場設置の PC、プロジェクターの貸出あり

(2) 参考資料

JICA 図書館の蔵書より以下の資料を参照ください。

- ・ スーダン国貿易・投資促進のための基礎情報収集・確認調査(2012.7)
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000005962.html>)
- ・ The study on quality and productivity improvement (Kaizen) in the Federal Democratic Republic of Ethiopia : final report. -- Japan International Cooperation Agency : Global Development & Management Consultants Inc., (2011.6)
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000257612.html>)

・ エチオピア国 品質・生産性向上(カイゼン)普及能力開発プロジェクト プロジェクト事業完了報告書. -- 国際協力機構 : 日本開発サービス(2014.12)
(非公開文書のため、閲覧希望の場合は下記担当者に Eメール(件名:「スーダン 5S カイゼン参考資料閲覧依頼」)にてご連絡ください。

産業開発・公共政策部 民間セクターグループ第2チーム 担当・水野
(E-Mail: Mizuno.Marin@jica.go.jp)

尚、閲覧以外の問い合わせはスーダン事務所下記担当者にお問い合わせ致します。

また、以下の資料を別途配布いたしますので、下記担当者に Eメール(件名:「スーダン 5S カイゼン参考資料送付依頼」)にてご連絡ください。

スーダン事務所 担当・矢嶋 (E-Mail: Yajima.Mikako@jica.go.jp)

- ・ 研修項目・役割分担(案)
- ・ 関連する本邦課題別研修概要

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA スーダン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を

行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口
または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上